

国立大学法人福井大学契約監視委員会（第3回）審議概要

開催日及び場所	平成29年3月14日（火）16時～17時 福井大学事務棟2階第1会議室（文京キャンパス）		
出席委員 （敬称略）	<p>○委員長 牧野 浩一（国立大学法人福井大学 監事）</p> <p>○委員 山川 均（弁護士・公認会計士） 福島 一政（国立大学法人福井大学 監事） 内藤 雷太（国立大学法人福井大学 監査室長）</p>		
審議対象期間	平成28年4月1日～平成28年9月30日		
個別審査案件	9件	<p>○議事</p> <p>(1) 第2回契約監視委員会の意見への対応状況について（報告）</p> <p>(2) 平成28年度上半期の契約に係る審査</p> <p>(3) その他</p>	
内訳	一般競争入札方式		6件
	指名競争入札方式		0件
	随意契約方式		3件
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	別紙のとおり		
委員会による意見の内容	特に問題なく処理されている。		

平成28年度上半期の契約に係る審査に先立ち、事務局から、第2回契約監視委員会で意見の挙がった総合評価落札方式にかかる要領等の整備について、対応状況の報告があり、規則等の整備については未完であるため、次回の契約監視委員会で再度、対応状況を確認することとした。

続いて、抽出した契約について、契約担当役等から説明があった後、下記のとおり質疑応答が行われた。

【抽出案件】

- ① 母体・胎児集中監視システム一式【一般競争入札】
- ② 福井大学（文京）事務棟耐震改修その他工事【一般競争入札】
- ③ 重油 JIS 1種1号【一般競争入札（政府調達方式）】
- ④ 教育用電子計算機システムリース一式【一般競争入札（政府調達方式）】
- ⑤ 人工心肺システム一式【一般競争入札（政府調達方式）】
- ⑥ 医療情報システム高度化対応設備一式【一般競争入札（政府調達方式）】
- ⑦ 福井大学（医病）基幹・環境整備（建築・設備）設計業務一式【随意契約】
- ⑧ 福井大学医学部附属病院改修その他機械設備工事（第3回設計変更）【随意契約】
- ⑨ 福井大学教育地域科学部附属中学校体育館新営その他工事（第3回設計変更）【随意契約】

意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> ・ ①について、7回入札が行われているが、どうしてそうなったのか。 ・ 第1回目と第7回目では大きく入札価格が違うが、システムの内容は変わっていないか。 ・ ②について、予定価格は全て大学で算出したのか。 ・ 電子入札システムの入札結果登録画面を見ると、6社入札があった内、3社が 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業者の入札価格が入札書比較金額より下がるまで、又は、業者が辞退を出すまで入札を続けることが本学の方式である。本件は、7回目で業者の入札価格が入札書比較金額より下がった。 ・ 変わっていない。 ・ 公共建築工事積算基準や物価資料、専門業者への見積もり等から大学で算定している。 ・ 参加申請は6社からあり、本学の競争参加資格等審査委員会で参加を認めたが、

辞退したとなっているが、これはどういうことか。

- ③について、市場調査により算出した価格と、徴取した業者参考見積書(5社分)で、最も安価なものを予定価格としている。入札者は6社であるが、業者参考見積書を徴取した5社と、業者参考見積書を徴取しなかった1社ということで良いか。
- 業者参考見積書を徴取する業者が入札すると、自分の出した業者参考見積書を基に予定価格を読むという傾向はどうしてもあると思う。
- ④について、予定価格の出し方としては、物価資料のリース料金の算出式による価格と、業者参考見積書(1社分)による価格を比較し、最も安価なものとしている。入札は、業者参考見積書を徴取した1社からあったということで良いか。
- ⑤について、入札は、業者参考見積書を徴取した3社の内の1社と、業者参考見積書を徴取しなかった1社の計2社からあり、業者参考見積書を徴取した方が落札している。業者参考見積書を出している方が予定価格を読みやすいからか。

3社は入札書を出してこなかったということ。

- 入札があった6社の内、1社は業者参考見積書の提出はなかった。
- タイムラグもあり、業者は経済情勢や石油情勢を加味して入札価格を出している。
- 1社からであった。
- 本件は、総合評価落札方式であり、2社から応札があり、予定価格は性能等の得点評価が高い方の機種で算出している。入札があった2社の内、1社は、性能等の得点評価が低い方の機種で応札しており、高い方の機種は取り扱っていない等の理由から参考見積書を徴取しなかったものである。

<ul style="list-style-type: none"> • ⑥について、入札は、業者参考見積書を徴取した3社の内の1社からあったということで良いか。 • 業者参考見積書を徴取した業者が予定価格を読み有利になるという弊害はないか。 • ⑦について、随意契約の理由として国立大学法人福井大学契約事務取扱要項第32条第4号「随意契約によれば時価に比べて著しく有利な価格をもって契約することができる見込みがあるとき」としているが、時価というのはいくらか。 • 契約の相手方となった業者以外は約2,500万円で、それに比べると契約の相手方となった業者は著しく安く、随意契約にしたということか。 • ⑧・⑨について、設計変更する場合の決裁の手続きはどのようになっているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> • 1社からあった。 • ない。 • 本件では、業者参考見積書を3社からとっており、その見積金額と比較して著しく安いため、随意契約方式を採用した。具体的には、契約の相手方である業者からは約1,300万円、それ以外の業者からは約2,500万円の見積書の提出があった。 • そうである。 • ⑧については、病院再整備委員会の了承の上、病院長が決定している。⑨については、学長・教育地域科学部長・学園長の打合せの後、学長が決定している。
---	---